

1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（123）」

2. 日 時：平成29年4月18日 13時30分～18時35分

3. 場 所：原子力規制庁 8階南企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 警備・防災グループマネージャー

他14名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成29年1月31日に提出を受けた『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針」、「61条 緊急時対策所」及び「62条 通信連絡を行うために必要な設備」について、説明があった。

これらに対し、原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

○あいまいな記載（設備の43条適合状況等）については明確化すること。

○上記の明確化について、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における他の条項に対しても展開し実施すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし